

広報誌広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は日高川町広告掲載要綱に規定する要領として定めるものであり、広報日高川町(以下、「広報誌」という。)広告掲載の可否を判断するものである。

(広告掲載に関する基本的な考え方)

第2条 広報誌に掲載する広告は、社会的に信用度の高い情報でなければならないため、広告内容及び表現は、それにふさわしい信用性をもてるものでなければならない。

(広告の仕様等)

第3条 広報誌への広告の仕様等は、次に定めるところによる。

- (1) 広報誌における広告の大きさは、1 枠あたり横 86 ミリメートル、縦 45.5 ミリメートルとする。ただし、隣り合う 2 枠を希望する場合のサイズは横 180mm×縦 45.5mm とする。
- (2) 広告の掲載箇所は、広報誌にあっては町が指定するページの下段とする。
- (3) 広報 1 号あたりの広告掲載数は 1 ページにつき 2 枠とし、2 色刷 6 枠、カラー 2 枠の合計 8 枠(4 ページ分)を限度とする。ただし、申込み件数が 8 枠に満たない場合、紙面の構成上、広報誌 1 号あたりの掲載数は町が決定するものとする。

(掲載の決定及び優先順位)

第4条 広報誌への広告掲載の申込みが、広報上の広告枠数を超える場合には、次に定める順序により掲載する広告を決定する。

- (1) 公共性のある団体及び企業等で、町内に事業所等を有するもの
 - (2) 前号に掲げるもの以外の企業及び自営業で、町内に事業所等を有するもの
 - (3) その他、広告として掲載することが妥当であると町長が認めるもの
- 2 前項の規定による順序が同じ広告がある場合は、掲載希望月数の多いものを先順序とする。
- 3 前2項の規定によっても順序が同じ場合は、抽選により決定する。

(掲載申込み及び決定等)

第5条 広報誌における広告掲載申込み及び決定等は、次に定めるところによる。

- (1) 申込者は、広告掲載を希望する広報誌発行月の前月の 5 日(閉庁日の場合はその前日)までに、日高川町広告掲載申込書(様式第 1 号)に広告原稿等の必要書類を添付して町長に提出し、決定を受けなければならない。
- (2) 広告掲載申込みがあったときは、町長は速やかにその内容の審査等を行い、日高川町広告掲載決定通知書(様式第 2 号)により申込者に通知する。
- (3) 広報誌 1 号あたりの広告掲載数は、1 広告主あたり 1 広告とする。
- (4) 広告掲載は、最長で 12 か月分までとする。

(広告掲載の取消)

第 6 条 広告主が、広告掲載を取消す場合は、次に定めるところによる。

- (1) 広告主は、掲載される広報誌発行月の前月の 5 日 (閉庁日の場合はその前日) までに、日高川町広告掲載取消届出書 (様式第 4 号) を町長に提出しなければならない。
- (2) 前号により広告掲載を取消した場合、広告料を還付しないものとする。

附則

この要領は、平成 2 4 年 1 0 月 1 日から施行する。